（改　正　後）	（改　正　前）
結婚・子育て資金贈与税非課税措置に関する特約 **１．　（特約の適用範囲）** （１）　（省略） （２）　この特約は、次の各号のいずれにも該当する場合に適用し、次の各号の一にでも該当しない場合には適用しないものとします。 ①　貯金者が口座開設時点において２０歳（２０２２年４月１日からは１８歳）以上５０歳未満であること ② 貯金者が直系尊属との間で貯金者を受贈者とする贈与契約を締結し、口座開設時にその契約書の原本を当店に提示すること ③ 貯金者が前号の契約にもとづき２０１５年４月１日から２０２５年３月３１日までの間に直系尊属からの贈与により取得した金銭を、同期間内かつ取得した日から２か月以内に、貯金として預け入れること ④～⑧　（省略） （３）　（省略） **４．～１７．（省略）** （２０２３年４月１日現在）	**結婚・子育て資金贈与税非課税措置に関する特約** **１．（特約の適用範囲）** （１）（省略） （２）この特約は、次の各号のいずれにも該当する場合に適用し、次の各号の一にでも該当しない場合には適用しないものとします。 ①　貯金者が口座開設時点において２０歳（２０２２年４月１日からは１８歳）以上５０歳未満であること ② 貯金者が直系尊属との間で貯金者を受贈者とする贈与契約を締結し、口座開設時にその契約書の原本を当店に提示すること ③ 貯金者が前号の契約にもとづき２０１５年４月１日から２０２３年３月３１日までの間に直系尊属からの贈与により取得した金銭を、同期間内かつ取得した日から２か月以内に、貯金として預け入れること ④～⑧　（省略） （３）（省略） **４．～１７．（省略）** （２０２１年４月１日現在）